

増田地区景観重点地区にお住まいの皆様へ

# 建物や門・塀の修景などへ 助成支援制度があります！

～増田地区景観形成事業補助金のご案内～

## 補助内容

建物の外観の部分的な補修又は修景。板塀、垣等の設置、補修又は修景。

屋外広告物の設置、補修又は修景。壁面設備の目隠し修景等。



## 補助要件

まちづくり協定で定めた景観ガイドラインの個別基準項目の指針に適合する内容であること。※景観ガイドラインは裏面に記載しています。

## 補助金の額

建物の外観の部分的な補修又は修景・・・事業費の1/2以内で50万円以内

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ①門、板塀、垣等の設置、補修又は修景 | ] ・・・事業費の1/2以内で25万円以内 |
| ②屋外広告物の設置、修景       |                       |
| ③壁面設備の目隠し修景        |                       |

**※市の予算の範囲内での交付となりますので、必ず上限額満額で交付されるものではありません。**

## 申請に必要な書類（申請の際は次の書類を1部提出してください。）

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ・補助金交付申請書    | ・平面図及び立体図 |
| ・位置図及び付近見取り図 | ・詳細図      |
| ・配置図         | ・現況カラー写真  |



## 助成支援のスケジュール

修景等の内容によっては下記のスケジュールに限らず助成支援が受けられる場合がございますので、まずは都市計画課（32-2408）にご相談ください！

**申請書提出期限：令和6年5月末まで**

**修景工事実施期間：令和6年12月末まで**

**※補助金交付申請をして交付決定通知を受け取らなければ、工事はできません。**

**次年度分事前相談：令和7年1月から**

裏面もご覧ください⇒

## 増田地区まちづくり協定景観ガイドライン（平成26年9月12日制定）

項目	基準（主屋、特記ない場合は附属屋も同様）
建築物等	○敷地は現在の歴史的街なみの建物間口を継承するよう努める。 ○周囲の歴史的街なみに配慮し、建物の壁面は後退させない。 裏通り：門扉を設け、主屋の壁面は道路から後退。
	○原則、切妻造妻入。 ○一階正面に下屋庇。正面二階開口部に戸袋。 ○道路側に出入り口と窓。 ○附属家については、原則、切妻造。敷地形状に応じて寄棟造・入母屋造も可。 設置場所は原則主屋の背面後方。
	○原則、木造とする。附属家については、土蔵造も可。 ○伝統的建造物の間口に準じる。 ○原則、地上二階以下。 ○基礎は歴史的風致を損なわないもの。
	○原則、切妻造。敷地形状に応じて寄棟・入母屋造も可。 ○伝統的建造物に準じる勾配。 ○軒、けらばの出は伝統的建造物に準じる。 ○棟飾りなどは伝統的建造物に準じる。 ○原則、金属板葺。 ○色彩は灰色、黒、茶系統の色。
	○板庇もしくは板庇に倣う形状とする。 ○金属板葺き。 ○色彩は灰色、黒、茶系統の色。
	○通り側妻壁は真壁白漆喰仕上げ。二階妻面の小壁に梁組。 側面は板張。豎板または下見板張り。 ○側面や背面の軒下部等の小壁は真壁白漆喰仕上げ。 木部又は木調製は自然の素材色を基調とした色彩が原則。 ○附属家については、原則、板張。豎板または下見板張り。
	○通りから望見できる玄関、開口部及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる。 ○外壁・開口部の木部又は木調製は、原則、自然の素材色を基調とした色彩。
	○切妻造平入で木製。形態や高さ、基礎、屋根勾配は周囲の伝統的な門に準じる。 ○門扉・門は原則、木製又は木調製。形態は周囲の伝統的な門に準じる。 ○木部又は木調製は、自然の素材色が基調。屋根又は冠木を金属板で覆う場合は灰色、黒、茶系統の色。
工作物等	○扉は敷地間口幅一杯に設置。木製又は木調製。形態や高さ、基礎、屋根の勾配は周囲の伝統的な扉に準じる。 ○扉に扉を設ける場合は、木製又は木調製の板戸。 ○木部又は木調製は、自然の素材色が基調。屋根又は冠木を設け金属板で覆う場合は灰色、黒、茶系統の色。
	○規模は最小限とし最大で5㎡以下とする。地区の歴史的風致と調和したものとする。 ○素材は木製又は木調製を原則とし、風情ある歴史的な広告物とする。照明は原則行わない。
	○原則として、目立たない場所に置く。やむをえず置く場合は、色彩や囲いなどに工夫を行う。

横手市増田伝統的建造物群保存地区（10.6ha）については、横手市増田伝統的建造物群保存地区 保存計画別表6「修景基準」を補助対象基準とします。



横手市建設部都市計画課

<http://www.city.yokote.lg.jp/>

〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3-41  
TEL: 0182-32-2408 (直通)  
E-mail: toshikeikaku@city.yokote.lg.jp